

主食用水稲を生産・販売されるみなさまへ

主食用水稲次期作支援給付金の創設について

新型コロナウイルス感染症の影響による飲食店への時短要請や営業自粛により、米の需要が減少し、在庫が積みあがったことから、令和3年産の米価が下落しました。その影響を受けている米生産者に対して、次年度も主食用水稲の作付けを継続してもらうことを目的に給付金を支給します。

1. 交付対象者（美郷町主食用水稲次期作支援給付金交付要綱第2条）

美郷町に営農計画書を有し、令和3年産主食用水稲を生産・販売した農業者または法人等で下記のいずれにも該当する者。

- ①令和3年度営農計画書を提出していること。
- ②令和4年度以降も主食用水稲の作付けを継続する意思を有していること。
- ③町税の滞納をしていないこと。
- ④暴力団等の反社会的勢力等と関係がないこと。

2. 給付金額

令和3年度営農計画書主食用水稲作付面積 10aあたり 3,000円

3. 受付期間・支給日

申請受付期間①令和4年2月 1日（火）～2月14日（月）
②令和4年2月15日（火）～2月28日（月）
支 給 日 ①令和4年2月28日（月）
②令和4年3月18日（金）

4. 必要書類

- (1) 申請書兼請求書
- (2) 令和3年産主食用水稲を販売したことがわかる書類（JA出荷省略可能）
- (3) 振込を希望する通帳の写し
- (4) 町税の滞納がないことを証する証明書
（公用申請の承諾をいただいた場合は省略可能）

5. 提出先

役場産業振興課、大和事務所、各交流センター、JA営農生活